

委員会へのオンライン出席に係る運用の見直しについて（案）

《 現在の運用 》

- 1 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、委員会へのオンラインによる出席ができない。
- 2 開会の特例として、以下の2点に該当する場合、委員長はオンラインを活用した委員会（以下、「オンライン委員会」という。）の開会を決定。
 - (1) 重大な感染症のまん延防止や大規模な災害等の発生等で委員会室への参集が困難な場合
 - ⇒ ① 委員長がオンライン委員会の開会を決定
 - ⇒ ② 希望する委員は、オンライン出席の許可を出席日の1日前の午後1時までに申請
 - (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会への参集が困難な委員からオンライン委員会の開会の求めがある場合
 - ⇒ ① 希望する委員は、オンラインによる開会の請求を出席日の2日前の午後1時までに申請
 - ⇒ ② 委員長がオンライン委員会の開会を決定したのち、さらに当該委員以外がオンラインによる出席を希望する場合は、オンライン出席の許可を出席日の1日前の午後1時までに申請



《 見直し（案） 》

- 1 副委員長のオンライン出席について
 - ・ 副委員長は、オンラインによる出席を可能とする。
 - ※ 万一、委員長も出席できない場合は、年長委員が委員長の職務を行う。
 - 2 オンライン出席の手続きの簡素化について
 - ・ 上記2(1)の場合、①の委員長によるオンライン委員会の開会の決定
 - ・ 上記2(2)の場合、①のオンライン委員会の開会の請求
の手続きを廃止し、いずれも②のオンライン出席の許可の手続きのみに改める。
 - ・ ②の申請期限を、原則として出席日の1日前の午後5時までに改める。
- ⇒ 「大阪府議会委員会条例」及び「大阪府議会オンライン委員会運営要綱」を改正。